公益法人等への生駒市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する 条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成20年9月9日

生駒市長 山 下 真

公益法人等への生駒市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例 公益法人等への生駒市職員の派遣等に関する条例(平成14年3月生駒市条例 第3号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

公益的法人等への生駒市職員の派遣等に関する条例

第1条中「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に、「公益法人等への職員の派遣等」を「公益的法人等への職員の派遣等」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年12月1日から施行する。

(生駒市職員定数条例の一部改正)

2 生駒市職員定数条例(昭和42年4月生駒市条例第4号)の一部を次のよう に改正する。

第2条第2項中「公益法人等への生駒市職員の派遣等に関する条例」を「公

益的法人等への生駒市職員の派遣等に関する条例」に改める。

(職員の分限に関する条例の一部改正)

3 職員の分限に関する条例(昭和27年1月生駒市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第1条の2中「公益法人等への生駒市職員の派遣等に関する条例」を「公益 的法人等への生駒市職員の派遣等に関する条例」に改める。